

応急手当普及員講習Ⅰ

【応急手当普及員とは】

所属する事業所等の従業員や防災組織の構成員を対象に、消防機関と連携して普通救命講習の指導に従事できる者をいいます。

【応急手当普及員の配置が望まれる事業所】

不特定多数の人が出入りする大規模物品販売店舗、旅館・ホテル、鉄道・バス会社、福祉施設、災害発生の危険が予想される大規模工場や工事現場などでは、応急手当普及員の配置に努め、応急手当の方法を普及することが求められます。

また、自主防災組織等も応急手当普及員を配置し、構成員に応急手当を普及することが望まれます。

	開催日		時間	場所	募集 人数	募集締切
第 1 回	令 和 7 年	10/17 (金)	9 時 00 分から 18 時 00 分まで (昼休憩 1 時間を含む。)	西消防署	20 人 程度	令和 7 年 10/1(水) 13 時 00 分 まで
		10/24 (金)				
		10/31 (金)				
第 2 回	令 和 8 年	2/1 (日)	9 時 00 分から 18 時 00 分まで (昼休憩 1 時間を含む。)	東消防署	20 人 程度	令和 8 年 1/16(金) 13 時 00 分 まで
		2/8 (日)				
		2/15 (日)				

※応急手当普及員講習Ⅰは 24 時間の受講が必要なため、必ず指定している 3 日間の受講が必要です。

応急手当普及員再講習

応急手当普及員の資格を取得された方の認定期間は、資格取得日から3年間となります。3年を過ぎると失効となりますので、認定の継続を希望される方は3年以内に再講習を受講してください。

この講習は、応急手当普及員認定の継続を希望される方が対象となりますので、新規で応急手当普及員の認定が必要な方は対象外となります。

開催日	時間	場所	募集人数	募集締切
令和7年 8/1(金)	9時00分 から 12時00分 まで	西消防署	8人程度	令和7年 7/25(金) 13時00分まで
令和7年 12/5(金)		東消防署	8人程度	令和7年 11/19(水) 13時00分まで
令和7年 12/21(日)		西消防署	8人程度	令和7年 12/5(金) 13時00分まで

応急手当普及員講習Ⅰ、応急手当普及員再講習

共通のご案内

- 受講対象者 清須市、北名古屋市、豊山町に在住・在勤・在学の方
- 講習場所 東消防署：北名古屋市井瀬木狭場15番地
西消防署：清須市西田中白山88番地
駐車場は別記をご確認ください。
- 受講料 無料(講習修了者には認定証を発行します。)
- 申込み・問合せ 西春日井広域事務組合消防本部 消防課
0568-22-4954(平日9時00分から17時00分まで)
- その他 西消防署の講習室は、タイルカーペットフロアーとなっているため、スリッパや上靴等が必要な方は、各自で準備してください。

西春日井広域事務組合東消防署の駐車場



西春日井広域事務組合西消防署の駐車場

